

令和4年

大 槌 町 議 会 会 議 録

第2回臨時会	3月28日	開会
	3月28日	閉会

大 槌 町 議 会

令和4年3月28日（月曜日）

第2回大槌町議会臨時会会議録  
（第1日目）

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第2回大槌町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

6番、阿部三平君及び7番、東梅守君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

日程第3 議案第28号 令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第3、議案第28号、令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについてを議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和4年第2回大槌町議会臨時会における、議案1件につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第28号、令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについては、本年3月定例会において、令和4年度一般会計当初予算の質疑で、大槌町文化交流センター等の指定管理料に関して、積算根拠が不明確である等の意見をいただいたことから、当該指定管理料の見直しを図るとともに、条例改正に基づき消防団員報酬の増額及び高校魅力化推

進事業費を見直し、歳入歳出予算総額を89億1,262万6,000円と定め、再度提案するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 議案第28号令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについて御説明申し上げます。

今回提案する予算については、令和4年度大槌町一般会計予算と資料を配布しております。説明につきましては、資料に基づいて御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。

1 歳入歳出予算の総額についてであります。

修正前、89億2,000万円に対し、737万4,000円減額し、89億1,262万6,000円に修正するものであります。

2 債務負担行為の追加についてであります。

追加する3件の事項、期間及び限度額の順に読み上げます。

大槌駅観光交流施設指定管理業務委託料、令和4年度から令和8年度、1,760万円。

中央公民館及び城山公園体育館指定管理業務委託料、令和4年度から令和6年度、7,912万1,000円。

安渡分館指定管理業務委託料、令和4年度から令和6年度、1,211万4,000円。

3 修正予算の概要につきましては、新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

款項目等が同様の場合には省略いたします。

歳入。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金地方創生推進交付金、修正前3,645万4,000円に対し、122万4,000円減額し、3,523万円に修正するものであります。

令和4年度の地域みらい留学生の受け入れ体制が整ったことに伴い、補助対象事業費を精査したことによる減額であります。

18款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金、修正前3億6,420万6,000円に対し、924万6,000円を減額し、3億5,496万円に修正するものであります。

指定管理業務委託料の減額、消防団員報酬等の増額に伴う、一般財源の調整によるものであります。

2 ページをお願いします。

3 目 1 節ふるさとづくり基金繰入金、修正前7億9,253万5,000円に対し、309万6,000円を増額し、7億9,563万1,000円に修正するものであります。

地域みらい留学生宿舍運営補助金等の財源であります。

歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費10目企画費12節委託料大槌町文化交流センター指定管理業務委託料、修正前3,379万3,000円に対し、529万5,000円減額し、2,849万8,000円に修正するものであります。

指定管理業務委託料における人件費及び一般管理費の積算の基本的な考え方については、基本協定の指定期間3年とする期間内に大幅な算定方法の変更は適切でないものと判断し、再考した結果、前年度と同様とすることから、減額するものであります。

7 項地方創生費 1 目地域創生費 7 節報償費留学生受入協力金、修正前18万円に対し12万円増額し、30万円に修正するものであります。留学生受入人数の増加等による増額であります。

12 節委託料高校魅力化推進事業業務委託料、修正前2,735万6,000円に対し、244万8,000円減額し、2,490万8,000円に修正するものであります。令和4年度の地域みらい留学生の受入体制が整ったことに伴い、事業内容を精査したことによる減額であります。

18 節、負担金、補助及び交付金、地域みらい留学生宿舍運営補助金420万円を追加計上するものであります。令和4年度の地域みらい留学生の受入体制が整ったことによる追加であります。

9 款 1 項消防費 2 目非常備消防費 1 節報酬消防団員報酬等、修正前531万1,000円に対し、231万5,000円を増額し、762万6,000円に修正するものであります。大槌町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことにより、改正後の報酬額に改めるものであります。出動手当については、名称を出動報酬に改め、予算額の変更はございません。

10 款教育費 5 項社会教育費 2 目公民館費12節委託料中央公民館指定管理業務委託料、修正前2,813万5,000円に対し、88万5,000円を減額し、2,725万円に修正するものであります。町の積算額を予算計上していたものを指定管理者との協定予定額を計上することに改めたことから減額するものであります。安渡分館指定管理業務委託料、修正前662万8,000円に対し、57万1,000円を減額し、605万7,000円に修正するものであります。人

件費に係る積算単価の見直し等による減額であります。

4 目図書館費12節委託料図書館指定管理業務委託料、修正前1,658万9,000円に対し、373万4,000円減額し、1,285万5,000円に修正するものであります。減額の理由については、大槌町文化交流センター指定管理業務委託料と同様であります。

5 目城山体育館費12節委託料城山公園体育館指定管理業務委託料、修正前1,275万4,000円に対し、107万6,000円減額し、1,168万8,000円に修正するものであります。減額の理由については、中央公民館指定管理業務委託料と同様であります。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

1 ページ。

債務負担行為追加。

進行いたします。

歳入、一括いたします。

進行いたします。

2 ページ上段まで。

歳出、一括いたします。

菊池忠彦君。

○2 番（菊池忠彦君） まず今回、この修正案を出してくるに至って、予算委員会で様々な議論がなされた中で、やはり、その1事業者を例えば吊るし上げて、みんなで叩くとか、全くそういう意図は無いということを全ての皆様に関してご理解願いたいというふうに思っております。それで、この当初の修正前の予算案と比較すると、これあれですね、文化交流センターの指定管理業務委託料のところでございます。それで約500万円ほどの減、令和3年度と比較すると400万円ほど増額しているわけなんですけれども、この増額分は、かねてからおっしゃってございました、あの点検料という、そういった認識でよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働づくり推進課長。

○協働づくり推進課長（郷古潔君） はい、ただ今のご質問でございますが、今回の増分につきましては、お話のとおり、点検料ということで、3年に1回の建物点検、後は施設の吊りものとかの安全を確保するための施設の利用者に対する安全の提供の観点から、今回、この分の増額ということはさせていただいているところでございます。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○2番（菊池忠彦君） はい、ありがとうございます。そうすると、減額分は当初想定していた、文化交流センターの職員の報酬の部分ですね、これをその役場の会計年度任用職員の基準に当てはめるといふ、まあこれ私からしたら謎の理論でございますけれども、これを押し通そうとしていた考えを訂正したという認識でよろしいですね。これは予算委員会の際に、いろいろ議論する中で、副町長がかなりの頻度でこれに関してはお答えしております。そこで副町長にお尋ねいたします。副町長はどのような考えをお持ちですか。今回、会計年度任用職員の基準に当てはまらない、これは間違った認識だったと、そういう考えでよろしいですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今回の修正の提案におきましては、基準の基本的な考え方として、3年間の基本的なおしゃちの全体の維持管理費に対する基本協定というものがございまして、それと同時に、年度ごとの契約というものがございまして、年度ごとにその人件費やあるいは様々な経費の見直しをかけることが出来るという認識で、その前提に立って、国の指導もありましたところの、からですね、いわゆる企業年度会計というところで実施しても妥当ではないかという考え方で進めたところではありますが、今回の修正にあたりましては、基本協定は3年であると、この考え方をきちっと、それがまずあるべき姿ではないかと、それにのっとって考えていくべきことであって、年度ごとにそれが変更出来るとしてもですね、やはり基本協定に立ち返って考えるべきだということで、修正提案をしたものでありまして、やはり基本協定ということをもう少しきちっと中心に考えるべきであったということでもあります。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○2番（菊池忠彦君） と言うことは、今お話を聞いている限りでは、やはりその当初の認識を改めたと、そういうふうに私は理解いたしました。それでその、公の施設の指定管理の場合はですね、職員の報酬の規定というのは自治体によって様々あるわけがございますけれども、例えば賃金水準スライド方式など、最低賃金が上がった時に行政がサポートするという、そういった報酬増額に対応する手法などもやはりあるわけですね。様々な手法がある中で、そういう部分をいろいろ検討していただきかったと。会計年度任用職員の給与規定の給与の基準を当てはめるといふことは、私は少々乱暴すぎたのではないかなと、そのように感じております。それから、少し関連づいてお話させてい

ただきますけれども、今回この事業委託料の1億円ということが問題にされた部分もあるのですが、ここに関して、競争入札とか、これはあれですよ、1億円という非常に額が高額になるということもある、そうであれば競争入札などそういう手法もあったのではないかなど。まあ、今から1億円を見直すとなると、またこれは時間の大変掛かるお話でございますので、今後ですね、こういう部分に関しては、しっかりとそういったその透明性を持った、また公平性を持った手法に事業者の認定することをですね、そういった手法を用いていただきたいというふうに思っておりますが、ここに関して、町長、これお約束できますか。どうでしょう。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） はい、あのご指摘のとおり、随意契約というものについては特別な契約であると認識しなきゃならないと思います。随意契約と相手と契約を結ぶということについては、やはり他に、類を、どうしてもその人じゃなきゃならないということになりますので、本来あの本当に特例なものでありますので、庁内においては、随意契約する場合の意識をしっかりと持って、もちろんチェック体制とすれば、財政チェック、そして会計におけるチェック、二重チェックを図りたいと思いますし、私自身も随意契約をするという部分には十分に気を付けて、施行令の167の2というのがありますけれども、その中の何の項目を使うのか、そしてどのような内容なのか、どうしてもそこできなければならないのかということを経験しながら、しっかりと業者を決めていくということで意識を高めていきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀潤君） はい、私も反対した者として言わせていただきます。まあ、いろんな数字の積算根拠について縷々議論してまいりました。やはり、数字が変わる、委託料が変わるときには、年度契約は年度契約であるかもわからないけれども、それをきちっと議会に説明して欲しいんだという訴えでありました。それで、その評価として、前段説明のありました債務負担行為の追加という形になったことは、非常に前進だと思います。これがなったということは次に見直す時には、これ必ず変更しなければならないのが議案になるということで、議会が疑問を呈して、当局がそれに耳を傾けて、どうしたというふうに私は評価しておりますが、今のこの考え方についていかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） はい、芳賀議員の今の質問と言いますか発言について、

全くその通りと思っておりますので、今後についてはそういうあの、透明性、そういうものを図り、後はあの説明責任をちゃんとして、債務負担行為等の実施に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 芳賀潤君。

○13番（芳賀潤君） はい、あの一般予算が否決になるということは非常に重い選択でございました。しかしながら、やはり正すものは正していきながら、町民にもきちっとした説明ができないと、我々もここに座っていることがね、なかなか大変ですので、まあそういう意味では、今回重い決断をした甲斐がありまして、こうやって当局の方もきちっとした一歩前進に行ったと。それが透明性を図りながら、町民の、まあ襟というか、まあきちっとね、健やかな生活とか、いろんなものに繋がっていくと思っておりますので、今後、やはり両輪となりながら議論を進めていきたいと、そのように感じております。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 今、二人の議員さんの方から、その反対した時の説明がなされました。私もその一人として、ここで言いたいのは、基本に戻っていただきたいと。あくまでも、この財政がどんどんどんどん大きくなる町じゃないですので、この今の89億と言いますけれども、将来はこの半分くらいになるんだと思います。ここ何年か後にはね。そういう時に、やはり指定管理者として業務委託する場合は、役所のコスト削減が本当の基本的な姿だと思いますので、安易な気持ちでその辺のことを考えて、あの3年に1度の更新の時には、ぜひ、そこを加味しながらやっていただきたいと思っております。以上。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第28号令和4年度大槌町一般会計予算を定めることについてを採決いたします。

この採決は、電子採決システムにより行います。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。お願いいたします。

○議長（小松則明君） 押し忘れはありませんか。

○議長（小松則明君） （「なし」の声あり）なしと認め、確定いたします。

○議長（小松則明君） 賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

---

○

○議長（小松則明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

令和4年第2回大槌町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午前10時22分

上記令和4年第2回臨時会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員